| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ⑩　ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。 | ⑩　変形がないこと。 |
| | ⑵　クラムシェルバケット | ①　損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。 | ①　損傷及び溶接部の亀裂がないこと。 |
| | | ②　ツースの摩擦並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 | ②　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。 |
| | | ③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 | ③　緩み及び脱落がないこと。 |
| | ⑶　ワイヤロープ | 別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。 | |
| 3.4.7<br>油圧装置<br>3.4.8<br>操作装置<br>3.4.9<br>安全装置<br>3.4.10<br>車体関係 | | この表の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 | |
| 3.4.11<br>総合テスト | | 走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。 | 各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。 |

**別表第４**　基礎工事用機械

4.1　ディーゼルパイルドライバー

| 検査対象の構造及び装置 | | 検　査　方　法 | 判　定　基　準 |
|---|---|---|---|
| 4.1.1<br>原動機 | ディーゼルエンジン | 別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。 | |
| 4.1.2<br>動力伝達装置<br>4.1.3<br>走行装置<br>4.1.4<br>制動装置 | ⑴　上部旋回体 | 別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 | |
| | ⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。） | 別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 4.1.5<br>作業装置 | ⑴　ディーゼルパイルハンマー | a　上部シリンダー | ①　亀裂及び変形の有無を調べる。 | ①　亀裂及び変形がないこと。 |
| | | | ②　ラム起動用上下ストッパー（別名カム）の摩耗の有無を調べる。 | ②　著しい摩耗がないこと。 |
| | | | ③　ハンマー本体つり上げ用リブ（別名カム）の下面と起動装置ストッパーの摩耗の有無を調べる。 | ③　著しい摩耗がないこと。 |
| | | | ④　シリンダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 | ④　緩み及び脱落がないこと。 |
| | | b　下部シリンダー | ①　ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。 | ①　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 |
| | | | ②　ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 | ②　緩み及び脱落がないこと。 |
| | | | ③　取付けボルトの緩み及びフランジの変形の有無を調べる。 | ③　ボルトの緩みがなく、かつ、フランジの変形がないこと。 |
| | | | ④　エンドリング、二つ割金物及び取付けフランジの変形及び摩耗量を調べる。 | ④　変形がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 |
| | | | ⑤　亀裂及び変形の有無を調べる。 | ⑤　亀裂及び変形がないこと。 |
| | | | ⑥　冷却水タンク及び排水口プラグからの水漏れの有無を調べる。 | ⑥　水漏れがないこと。 |
| | | c　ラム及びアンビル | ①　油だめ室のプラグの緩みの有無を調べる。 | ①　緩みがないこと。 |
| | | | ②　ガイドリングの摩耗の有無を調べる。 | ②　著しい摩耗がないこと。 |
| | | | ③　ピストンリングの折損の有無並びにへたりの量及び摩耗量を調べる。<br>ただし、ハンマーの作動の異常及びガス漏れがない場合は、この検査を省略することができる。 | ③　折損がなく、かつ、へたりの量及び摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 |